

答 申 第 9 1 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会 答申

令和7年5月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和6年7月7日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定地域で行われている都市計画法に基づく開発行為に関して、三重県と許可申請者との間の各種申請及び協議に関して調整池の検討及び都市計画法第29条の申請に関しての受付から許認可（協議終了）までの期間が分かる公文書」及び「全ての許認可及び協議において三重県から許可申請者に指導された意見・指導事項・是正事項等が分かる公文書」の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月19日付けで行った公文書部分開示決定（一部不存在。以下「本決定」という。）について取り消しを求めるというものである。

3 本決定について

本決定において実施機関が特定した公文書は「都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可について（伺い）に添付されている決裁書、意見書（送付書）、開発行為許可申請書、調整池打合せメモ」であり、その他については不存在としている。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

都市計画法に基づく開発行為に関し、事前協議・調整池設計協議・本申請において受付から許可・協議終了までにどれだけの時間と無駄な協議をしているか、開発許可関連の主な標準処理期間がいかにも無視されているか、改善のための提言を行うことを目的としている。

実際に開示されたのは調整池打合せメモであり、これは協議終了の公文書であって、受付から数回の協議の経緯が分かる公文書が開示されていない。

事前協議では事業者と資料のやり取りを書面やメールで行っており、何度も指摘事項を重ね、長い期間をかけて正式に設計の審査をしているのであれば公文書として取り扱うべきである。

公文書にしていないと言い訳をするが、実際に法令に基づいて正式に書類が提出され、税金を使って公務で審査を行い、指摘事項等を行政指導しているので公文書がないわけではない。

審査請求人が事前に改善要求を行うことが分かっているので公文書を隠蔽している。本決定を取消し、調整池の協議の受付からの経緯が分かる公文書を開示すべきである。

また、今後、開発許可関連の主な標準処理期間をいかに守っていくのか行為計画書を作成し開示すべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

審査請求人は、実施機関が保有していない公文書を保有しているものと思い込み、その思い込みを前提にして公文書を「隠蔽している」と決めつけた結果、本審査請求を行ったものと考えざるを得ない。

調整池の設計協議（事前協議）については、開発許可申請（以下「本申請」という。）後に不備があった際の手戻りを少なくし、申請者への負担を軽減するために事前に相談を受けている行政サービスであり、本申請の下準備に過ぎない。

また、本申請に至る単なる途中経過であり、調整池の設計協議の内容どおりに本申請がなされとも限らない。

調整池の設計協議の内容については、本申請に至るまでの間、担当者の手持ち資料（以下「本件資料」という。）としては存在するが、あくまで担当者の立場において事業者とやり取りをしているものであり、組織としてそれを共有することはしていないうえ、本申請提出後は廃棄している。

さらに、他部署との協議が必要な場合は、協議記録を公文書として保存することもあるが、本件においてはその必要もなかった。

したがって、条例の規定に照らすと、調整池の設計協議については、組織的に用いるものとして作成しておらず、保有もしていないことから、公文書を保有していないと言うほかない。

なお、開発許可関連の主な標準処理期間を守るための行為計画書の作成と開示を求めていることについては、本決定及び本件審査請求と何ら関係ない主張である。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、事前協議で事業者と資料のやり取りをしており、正式に設計の審査を

しているのであれば公文書として取り扱うべきだと主張している。

一方、実施機関は、事前協議は本申請の下準備に過ぎず、申請者の負担を軽減するための事前相談として行っているものであり、その際に作成された本件資料は組織的に用いるものではないため、条例に規定する公文書には該当しないと主張している。

以上を踏まえ、本件資料が公文書に該当するかどうか検討する。

条例第2条第2項では、条例の対象となる公文書の範囲は、三重県公文書等管理条例（以下、「文書管理条例」という。）で定められていることを規定しており、文書管理条例第2条第2項では、公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義している。

すなわち、公文書とは、①「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」、②「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」、③「当該実施機関が保有しているもの」という3つの要件を満たすものであり、これらの該当性を検討する。

まず、①「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」の該当性について検討する。本件資料は、都市計画法の規定による開発行為許可申請に関し、事前協議において提出された資料及び実施機関の職員が事業者への指摘事項等を自己の職務の範囲内において作成した文書であると認められることから、①の要件を満たすと判断する。

次に、②「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」の該当性について検討する。

「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものである。具体的には、職員の個人的検討の段階を離れ、上司を含めた内部検討に付された時点が一つの目安になる。

実施機関に本件資料の取り扱いを確認したところ、事前協議で提出された資料は担当者が保存しているが、本申請の際に添付される資料と同様の資料であるため、その内容に齟齬がないか確認するための資料であって、職員の個人的なメモと同様の扱いをしていることから、確認後は廃棄しているとのことであった。

また、他部署との協議を必要とする内容であれば公文書として保存することはあるが、本件はそういった相談ではないため、上司への決裁や回覧をしていないとのことであった。

確かに、事業者は県の職員である担当者からの意見等を信用して申請書等に加筆・修正等を加えたうえで本申請を行うことを踏まえれば、事前協議は実質的には本審査と同等であり、事前協議で事業者とやり取りされた文書は公文書として取り扱うべきという審査請求人の主張も理解できなくはない。

しかし、事前協議は法律上規定された手続きではなく、あくまで県の担当者が事業者への助言として行われているものである。よって、組織的に検討する段階にない事前協議における担当者のメモを公文書として認めることはできない。

また、本件において、事前協議の段階で組織的に内部検討したことはないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

したがって、②の要件を満たしていないと判断する。

さらに、③「当該実施機関が保有しているもの」の該当性について検討する。本件資料は事前協議の段階において担当者が個人的に保管しているものにすぎないため、実施機関の文書管理規定に基づき管理しているものではないことから、③の要件を満たしていないと判断する。

したがって、本件資料は②「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」及び③「当該実施機関が保有しているもの」のいずれの要件も満たしていないため、公文書に該当しないと判断する。

(3) 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、開発許可関連の主な標準処理期間をいかに守るかについて、行為計画書を新たに作成し開示すべきと主張するが、審査会には実施機関に当該計画書を作成することを提言する権限はないため審査をしない。

(4) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 9 . 2 6	・ 諮問書の受理
R 6 . 1 0 . 1 5	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出
R 6 . 1 0 . 2 4	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼
R 7 . 4 . 1 5	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 7 年度第 1 回第 1 部会)
R 7 . 5 . 1 3	・ 審議 ・ 答申 (令和 7 年度第 2 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
※委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。